

平成23年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成23年5月10日（火曜日）

議事日程 第1号

平成23年5月10日（火曜日）午前9時00分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 8 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

追加日程第 9 同意第2号 吉岡町監査委員の選任について

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第10 報告第2号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

（報告・質疑）

追加日程第11 承認第1号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第12 承認第2号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第13 承認第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第 1 4 号 議第 4 号 議会広報特別委員会の設置について

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第 1 5 号 特別委員会の構成について

追加日程第 1 6 号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
総務政策課長	森田潔君	財務課長	竹内智君
町民生活課長	吉澤健二君	健康福祉課長	守田肇君
産業建設課長	栗田一俊君	会計課長	大塚茂樹君
上下水道課長	富岡輝明君	教育委員会事務局長	大澤弘幸君

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	廣橋美和
------	------	----	------

事務局長（大井隆雄君） おはようございます。事務局長の大井でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員の中、南雲吉雄議員が年長でございますので、臨時議長をお願いいたします。

南雲吉雄議員、議長席にお着きください。

臨時議長あいさつ

臨時議長（南雲吉雄君） ただいまご紹介をいただきました南雲吉雄でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

町長あいさつ

臨時議長（南雲吉雄君） ここで、開会に先立ちまして町長からごあいさつがあります。お願いいたします。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。季節はすっかり若葉がまぶしい新緑の季節を迎えました。

本日、議員改選後、初議会開催に先立ちまして、一言あいさつを申し上げます。

去る、3月11日に発生した東日本大震災において、被災された多くの方々に心よりのお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げるところでもあります。

吉岡町からは、北海道大樹町からの依頼があり、大樹町と友好都市の福島県相馬市に支援物資を送ってほしいとの要請を受け、非常食や水などを3月16日に届けました。また、4月22日から9日間、群馬県町村会からの人的支援による群馬県第2陣に1名の職員を宮城県女川町に派遣をいたしました。今後も第6陣に1名派遣を予定をしているところでもあります。

さて、私も議員皆様と同じく、去る4月24日執行の統一地方選挙において、町長に再選させていただき、引き続き町政の担当をさせていただくことになりました。これも町民皆様方のあたたかいご支援の賜物と深く感謝を申し上げるところでもあります。4月27日に再び町長に就任をし、まだ2期目をスタートしたばかりですが、改めて身の引き締ま

る思いで今議会に臨んでいるところでもあります。

今、吉岡町が置かれている状況をよく見きわめながら、行財政改革や事業の優先性、そして本年度からスタートする吉岡町第5次総合計画の実施に向け、一步一步着実に推進していかなければならないと考えております。さらに、目まぐるしく変化する社会情勢や町民皆様のご意見に耳を傾けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

議員皆様方とともに、吉岡町の将来を誤らないように執行と議会が吉岡町の抱えている問題や課題について同じ方向に向かってしっかりと議論を深めていきたいと考えています。どうか、皆様のご理解とご協力を切にお願いするものでもあります。

また、議員皆様も町民皆様のご支持をいただき厳しい選挙戦で選び抜かれて、きょうの初議会を迎えられたことと思います。恐らく私と同じように、責任の重大さと、今後町民皆様の負託にどうこたえていくか、議員活動に臨む決意を新たにされていることと思っております。当選、まことにめでとうございました。今後ますますご活躍をくださいますよう心よりご祈念を申し上げます。

ここで、議長にお願いを申し上げます。この場で執行の方の職員を紹介させていただければと思います。よろしくをお願いを申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、開会のあいさつにさせていただきます。本日は大変お世話になります。

臨時議長（南雲吉雄君） ここで、町長より役場職員の紹介の申し入れがありましたので、これを許可します。お願いします。

〔職員順次紹介〕

臨時議長（南雲吉雄君） 以上で職員の紹介が終わりました。

開会・開議

午前9時20分開会・開議

臨時議長（南雲吉雄君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（南雲吉雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時21分休憩

午前9時22分再開

臨時議長（南雲吉雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（南雲吉雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項及び第2項による投票による選挙と指名推選の方法があります。いずれの方法がよいかお諮りいたします。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 投票。

臨時議長（南雲吉雄君） 小池議員から投票の発言がありました。投票という意見がありましたので、議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口をお閉めください。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（南雲吉雄君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人の指名をいたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に岩崎信幸議員、平形 薫議員及び山畑祐男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。よろしくお願いたします。

〔投票用紙を配付〕

臨時議長（南雲吉雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（南雲吉雄君） 配付用紙の漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

臨時議長（南雲吉雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票をお願いいたします。

事務局長お願いいたします。

〔点呼により投票〕

臨時議長（南雲吉雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（南雲吉雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。

岩崎信幸議員、平形 薫議員及び山畑祐男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

臨時議長（南雲吉雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効投票は 0 であります。

有効投票のうち、近藤 保議員 12 票

齋木 輝彦議員 3 票

宇都宮敬三議員 1 票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、近藤 保議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された近藤 保議員が議場におりますので、本議席から吉岡町議会
会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

会場の出入口を開けてください。

〔議場開鎖〕

臨時議長（南雲吉雄君） ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 34 分休憩

午前 9 時 35 分再開

臨時議長（南雲吉雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長あいさつ

臨時議長（南雲吉雄君） 当選されました近藤 保議長にあいさつをお願いします。登壇願います。

〔議長 近藤 保君登壇〕

議 長（近藤 保君） 就任のあいさつを申し上げさせていただきます。

議長就任に当たりまして、一言あいさつを申し述べさせていただきます。

このたび、不肖私が議員皆様のご推挙をいただき、吉岡町議会議長の要職に就任させて
いただくことになりました。身に余る光栄に存じます。

私は、浅学非才でありましてその器ではありませんが、議員皆さんの意思を尊重しながら、
言論の場として町議会が円滑に運営されますよう、誠心誠意努力する所存であります
ので、皆様の一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではご
ざいですが就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（南雲吉雄君） 近藤 保議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。お願いします。

〔臨時議長 南雲吉雄君退席、議長 近藤 保君議長席に着く〕

日程の追加

議長（近藤 保君） この際、日程を追加したいと思います。お手元に配付の議事日程のとおり追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付の議事日程を追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 議席の指定

議長（近藤 保君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、吉岡町議会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、お手元に配付してあります仮議席のとおりといたしますが、私の議席は 16 番とします。私の議席後の議員は、それぞれ一つずつお詰め願います。

12 番小林議員、13 番神宮議員、14 番齋木議員、15 番南雲議員とします。

移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前 9 時 41 分休憩

午前 9 時 42 分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第 112 条の規定により、議長において、1 番飯島 衛議員、2 番金谷重男議員を指名いたします。

追加日程第 3 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期を本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。それでは、この時計で10時まで休憩いたします。

午前 9時43分休憩

午前10時00分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで執行部は退席願います。

追加日程第4 副議長の選挙

議長（近藤 保君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項及び第2項による投票による選挙と指名推選の方法があります。いずれの方法がよいかお諮りいたします。

〔「投票」の声あり〕

議長（近藤 保君） 投票の声がありました。投票という意見がありましたので、副議長の選挙は投票で行います。

議場の入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に岩崎信幸議員、平形 薫議員、山畑祐男議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。投票は単記無記名です。

〔投票用紙を配付〕

議長（近藤 保君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議長（近藤 保君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

議長（近藤 保君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

岩崎信幸議員、平形 薫議員、山畑祐男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

議長（近藤 保君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効投票 0 です。

有効投票のうち、馬場周二議員 10 票

齋木輝彦議員 3 票

神宮 隆議員 3 票

以上のとおりです。選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、馬場議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（近藤 保君） 副議長に当選された馬場議員が議場におられます。本議席から吉岡町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分休憩

午前 10 時 14 分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

副議長あいさつ

議長（近藤 保君） ただいま副議長に当選されました馬場周二議員には、副議長就任のごあいさつを演壇にてお願いします。

〔副議長 馬場周二君登壇〕

副議長（馬場周二君） 吉岡町副議長に就任いたしました。一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員皆様方のご推挙を賜りまして、当議会副議長の要職に就任いたしました。本当に身に余る光栄と思っております。身に余る光栄に存じる次第であります。当議会の秩序ある発展、そして言論の府でございます議会の公平、公正な運営がなされるよう、議長ともどもやってまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力を心からお願い

申し上げます。

簡単ではありますが、副議長ということでごあいさつにかえさせていただきます。ふつつか者でございますけれども、よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） ただいま、副議長が誕生いたしました。私と同様によろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

執行部は退席してください。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第5 常任委員会委員の選任

議長（近藤 保君） 日程第5、常任委員会委員の選任について、議題といたします。

常任委員は、吉岡町委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっていますが、いかように選任すべきかお諮りします。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 議長に一任することが多いですけれども、まず議員それぞれの要望を聞いてという中で、それぞれの要望の取りまとめについては正副議長に一任するというような形でお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） ただいま、小池議員より正副議長一任との声がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

それでは、各自希望する委員会を申し出ていただくために、事務局に所属志望調書を配付させます。

〔事務局所属志望調書配付〕

議長（近藤 保君） 記入漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） なしの声がありました。

事務局に所属志望調書を回収させます。

ただいま所属志望調書が回収されましたので、この調書に基づき、別室において正副議

長で調整を行います。なお、各自の第1希望を優先させますが、調整の結果、そのまま決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

ただいまより、別室において調整を行います。

ここで暫時休憩といたします。この時計で45分まで休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時45分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に行った常任委員会委員の構成員の調整結果を報告いたします。なお、この報告をもって常任委員会委員の選任の決定とさせていただきます。

発表いたします。

総務常任委員会の5名です。岸 祐次議員、山畑祐男議員、飯島 衛議員、神宮 隆議員、南雲吉雄議員の5名です。

次に、文教厚生常任委員会、齋木輝彦議員、岩崎信幸議員、宇都宮敬三議員、平形 薫議員、金谷重男議員と私の6名です。

産業建設常任委員会、小林一喜議員、馬場周二議員、石倉 實議員、栗田俊彦議員、小池春雄議員の5名です。

以上のとおり報告いたします。

ここでお諮りいたします。

私は文教厚生常任委員会に所属することになりましたが、議長職に専念するため、常任委員会委員を辞任させていただきたいと思っております。よって、日程第6以下を繰り下げ、新たに日程第6、議長の常任委員会委員の辞任について追加をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

追加日程第6 議長の常任委員会委員の辞任について

議長（近藤 保君） 日程第6、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま、私の申し入れに同意いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

議長の常任委員会委員の辞任を決定いたしました。

次に、各委員会の構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、各委員において、委員長及び副委員長の互選を求めます。

このため、本会議は休憩をとりまして、各委員会の開催を求めます。なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

総務委員会は全員協議会室、文教厚生委員会は議員控室、産業建設常任委員会は委員会室で協議をお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

11時10分まで休憩いたします。お願いいたします。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

各委員会の年長議員から正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、総務常任委員会の結果報告をお願いいたします。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 結果報告を行います。

総務常任委員会では、委員長に岸 祐次さん、副委員長に山畑祐男さん、2人の方の正副委員長が決定いたしました。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会の結果報告をお願いいたします。

岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

3番（岩崎信幸君） 文教厚生常任委員会の委員長には齋木輝彦議員、副委員長には宇都宮敬三議員が決まりました。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会の結果報告をお願いします。

小林議員。

〔12番 小林一喜君登壇〕

12番（小林一喜君） 産業建設常任委員会の結果報告を申し上げます。委員長に、不肖、私小林一喜です。副委員長に石倉 實さんでございます。以上です。報告を終わります。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

以上、報告のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定されました。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

議長（近藤 保君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっていますが、いかに選任すべきかお諮りいたします。なお、定数は7名です。

小池議員。

〔10番小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 議長に一任しますけれども、慣例でありまして、これまでも、政党から会派はありませんけれども、政党から選出されているということもありますので、それはぜひともご留意をいただくという中でお願いをしたいと思います。委員につきましては議長に一任したいと思います。

議長（近藤 保君） ただいまの小池議員の意見のとおりすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで暫時休憩といたします。11時半まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時30分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に行った議会運営委員会委員の選考の結果を申し上げます。

岸総務常任委員長、齋木文教厚生常任委員長、小林産業建設常任委員長、馬場副議長、それに小池議員、飯島議員、南雲議員の7名にてお願いいたします。議会運営委員会の構成が決まりましたので吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

全協室でお願いをいたします。なお、終了次第事務局の方へ連絡をいただければと思います。

暫時休憩ですから、よろしく申し上げます。

午前11時31分休憩

午前 11時40分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
年長議員から正副委員長の互選の結果報告を求めます。
南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 議会運営委員会の正副の委員長の報告をいたします。
不肖、私が委員長に選ばれました。また、副委員長に飯島議員がなりましたのでよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定されました。

追加日程第8 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（近藤 保君） 日程第8、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。
事務局長に説明を求めます。

〔事務局長 大井隆雄君発言〕

事務局長（大井隆雄君） 議長指名により説明をいたします。
この渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で組織されております。
組合規約第3条に基づき事務を共同処理しており、第5条では議会の議員の定数が定められており、吉岡町では定数3名であります。
第6条では、吉岡町の定数は3名でありまして、このうち1名は議会議長のあて職ですので、2名を議員から選挙することになっております。
以上、説明といたします。

議長（近藤 保君） 事務局長の説明が終わりました。この選挙をどのようにしたらよいかお諮りします。
暫時休憩をお願いします。

午前 11時44分休憩

午後 1時00分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 広域組合においては、議長が出席をするわけでございますけれども、議長

のほかに2名の方を推選したいと思います。小池春雄議員、栗田俊彦議員を2名を推選いたします。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ただいま南雲議員から、私と栗田議員、小池議員との推選がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員は、私と栗田議員、小池議員に決定しました。

議員に当選された栗田議員と小池議員が議場におりますから、本席から吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時03分休憩

午後1時04分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、各常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長が決定されていますので、委員長から副委員長の紹介を含め、就任のあいさつをお願いいたします。

最初に、総務常任委員長、お願いいたします。

〔総務常任委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次雄君） 総務常任委員長に就任いたしました岸でございます。

緑豊かなこのよき日に、はえある総務常任委員長を仰せつかった次第でございます。住みよいまちづくり、あるいは議会運営を誠心誠意努力したいと、こう思っておるものでございます。よろしくお願いいたします。

なお、副委員長につきましては、山畑氏が就任したところでございます。ともどもよろしくお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 文教厚生常任委員長を仰せつかった齋木と申します。副委員長には、宇都宮敬三議員でございます。2人ともどもよろしくお願いいたします。

今、教育環境を取り巻く場は非常に厳しいものがあります。これからも子どもたちの健全な育成を目指して頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員長、お願いいたします。

〔産業建設常任委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） 産業建設常任委員長を拝命いたしました小林一喜でございます。

副委員長には、石倉 實議員でございます。ともどもよろしくお願いを申し上げまして
あいさつとさせていただきます。よろしくお願います。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

最後に、議会運営委員長、お願いいたします。

〔議会運営委員長 南雲吉雄君登壇〕

議会運営委員長（南雲吉雄君） 議会運営委員長職を仰せつかりました南雲でございます。副委員長

には飯島副委員長が指名されたので、2人で頑張っていきたいと思えます。これからもよ
ろしくお願いいたします。

町長あいさつ

議長（近藤 保君） ここで、正副議長及び各常任委員会の構成が決まりましたので、執行部を
代表いたしまして、石関町長にあいさつを求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご指名がありましたので、執行を代表いたしまして一言ごあいさつを申し
上げます。

正副議長及び各常任委員会の構成が十分協議をしていただき決まりました。まことに
おめでとうございました。今後、議員各位のご活躍と議会運営のさらなる発展をご祈念申し
上げます。立派な議会構成ができましたことに心よりのお祝いを申し上げます。

また、一層ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。
まことにおめでとうございました。

議長（近藤 保君） ありがとうございます。

追加日程第9 同意第2号 吉岡町監査委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第9、同意第2号 吉岡町監査委員の選任についてを議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） それでは、説明を申し上げます

同意第2号 吉岡町監査委員の選任について提案理由を説明させていただきます。

これまでの議員のうちから選任されていた監査委員岸 祐次氏が平成23年4月29日をもって任期満了となるため、地方自治法第196条の規定に基づき、1人の選任をしたので同意をお願いするものであります。

選任の同意を求める監査委員は、金谷重男氏でございます。

同氏は、昭和28年10月27日生まれ、57歳であります。住所は、吉岡町大久保1544番地でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、金谷議員を除斥といたします。金谷議員は議事が終了するまで退席願います。

暫時休憩とします。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題になっています同意第2号については、吉岡町議会会議規則第37条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。同意第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号を原案のとおり同意することに決しました。

金谷議員の除斥を解除します。

暫時休憩とします。

午後1時13分休憩

午後 1 時 1 4 分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど同意第 2 号が全会一致で可決されたことを報告いたします。

追加日程第 1 0 報告第 2 号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（近藤 保君） 日程第 1 0、報告第 2 号 吉岡町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） それでは、報告を申し上げます

報告第 2 号 吉岡町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告を申し上げます。

平成 2 2 年度の土地開発公社の事業並びに決算概要ですが、当該年度の公有地取得事業の用地取得はありませんでした。公有地取得事業の用地売却は、八幡山テニスコート用地、1,427 平米、そして金額にいたしまして 2,839 万 7,300 円であります。

続きまして、吉岡町立駒寄小学校駐車場建設用地 1,064.02 平米、金額にいたしまして 3,149 万 4,992 円を売却をいたしました。これにかかわる決算が主でございます。

平成 2 3 年度につきましては、特に町からの依頼はありません。また、公社独自の収益事業も計画はありません。

なお、報告書の内容につきましては、総務政策課長から説明をさせます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町土地開発公社から提出されました平成 2 2 年度決算書、平成 2 3 年度予算書により説明をさせていただきます。お手元に議案書とともに添付書類が添えてあると思いますけれども、ご確認の方をお願いいたします。

平成 2 2 年度の事業概要は決算書の 1 ページ目をごらんください。

用地取得は、先ほど町長が説明したとおり、用地取得は行いませんでした。用地売却について、八幡山テニスコート用地 1,427 平方メートル、2,839 万 7,300 円及び吉岡町立駒寄小学校駐車場建設用地 1,064.02 平方メートル、3,149 万 4,

992円を売却ということで、この2カ所を平成22年度中に町で買い戻しをしています。

次に経営の状況ですが、収益的収支は、収入6,210万3,766円、支出6,115万1,188円で、差し引き95万2,578円の利益を計上いたしました。

次に、決算書の3ページをごらんください。

収益的収入について、決算額のみですが、公有地取得事業収益が6,138万9,598円、事業外収益71万4,168円で、内訳は、受取利子が7万8,952円、雑収入が63万5,216円です。雑収入は借入金の利払い分を全額町から事業運営費補助金とさせていただいているものでございます。

収益的支出でございますが、公有地取得事業原価が5,989万2,292円で、用地取得の際の取得費です。販売費及び一般管理費は62万3,680円で、内訳は決算書5ページの3に記載をしてあります。

事業外費用は、支払利息の63万5,216円で、借入金の利払い分でございます。

資本的収支は4ページをごらんください。

収入はゼロ円でございます。

支出でございますが、5,989万2,292円で、差し引き5,989万2,292円の損失を計上しています。この差引収支不足額の5,989万2,292円は過年度分損益勘定留保資金1,594万5,266円及び当年度分損益勘定留保資金4,394万7,026円で補てんをしました。

支出は、長期借入金償還金の5,989万2,292円です。こちらは、駒寄小学校駐車場建用地、八幡山テニスコート用地が買い戻しとなりましたので借入金を繰上返済したものです。

6ページの貸借対照表をごらんください。

まず資産の部ですが、流動資産として、現金及び預金が2,974万2,323円で、内訳は8ページに記載をしてあります。

普通預金が、群馬銀行吉岡支店に474万1,323円、北群渋川農業協同組合明治支所に1,000円で、定期預金が、同じく明治支所に2,500万円です。それから、代行用地として道の駅用地が5,332万5,000円ありまして、流動資産の計は8,306万7,323円となります。

固定資産は、マイクロバスの残存分が45万5,200円でございます。

これによりまして、資産の部の計は8,352万2,523円となります。

続いて負債の部ですが、道の駅用地取得資金として借り入れた長期借入金のみで5,332万5,000円となります。

続いて、資本の部については、設立団体であります町からの出資金である基本財産が5

00万円でございます。準備金につきましては、前年度までの繰越準備金が2,424万4,945円で、本年度の利益剰余金の当期純利益95万2,578円を加えて、計2,519万7,523円となります。これにより資本の部の合計は3,019万7,523円となります。

負債資本の合計は、負債の部の5,332万5,000円、資本の部の3,019万7,523円で8,352万2,523円となり、資産の部の合計と一致する形となります。

続いて、11ページの事業収益の部分についてご説明させていただきます。

土地開発公社で用地取得事業を行った場合、事務手数料として用地取得費の2.5%をいただいています。このため、こちらの事業収益は用地代と事務手数料の合計となっております。内訳は、駒寄小学校駐車場用地については、用地代が3,149万4,992円、事務手数料が78万7,374円で、計3,228万2,366円、八幡山テニスコート用地については、用地代が2,839万7,300円、事務手数料が70万9,932円で、計2,910万7,232円となっております。

続いて、平成23年度の予算及び事業計画についてご説明をいたします。

予算書の3ページをごらんください。

上段に事業計画が記載されていますが、平成23年度の当初において業務の予定はありません。残目のみの計上となっております。

1ページに戻っていただきまして、第2条でございますが、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収益的収入は47万8,000円、支出は130万6,000円で、差し引き82万8,000円の損失が見込まれています。これらは繰越準備金を充当するものとなります。詳細については4ページに予定損益計算書を添付してあります。

次に、1ページの第3条で、資本的収入及び支出の予定額を定めています。平成23年度当初では事業を予定しておりませんので、残目の1,000円のみを計上をしています。

2ページ目に移っていただいて、支出についても残目となってということで2,000円を計上しております。

1ページ目の第4条でございますが、長期借入金についても残目の1,000円を計上しているものです。

5ページをごらんください。

平成23年度の予定貸借対照表となります。資産の部では、流動資金で現金及び預金が2,902万8,000円、代行用地5,332万5,000円、固定資産がマイクロバスの残存価格34万1,000円で、資産合計は8,269万4,000円となります。

次に、負債の部は、固定負債ということで長期借入金の残高が5,332万5,000

円となります。

次に、資本の部は基本財産500万円、準備金として前年度繰越準備金が2,519万7,000円ですので82万3,000円の損失が見込まれていますので、資本合計が2,936万9,000円となります。これによりまして、負債資本合計は8,269万4,000円となります。

なお、公社の理事会等が開催された23年4月8日、決算書等につきましては、決算審査意見書が添付されておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁でありますけれども、町長の補足説明にかえさせていただきます。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 公社の9ページですけれども、吉岡道の駅の用地取得が2,133平米ありますけれども、5,332万5,000円で取得しております。これは、道の駅の用地をいつ、現在の位置のどの辺にあるものを取得したのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 神宮議員お尋ねの道の駅の用地でございますけれども、これは道の駅の駐車場用地となる位置にあるかと思っておりますけれども、面積にいたしますと2,133平方メートル、金額で5,332万5,000円でございます。これは、渋川市の方が所有をしていたところを公社の方で先行取得をされている部分、それからもう1カ所につきましては、吉岡の漆原の方が所有しておりました土地について先行取得している分でございます。内訳は、渋川市の方が所有しておりました面積が1,500平方メートル、そして吉岡町の方が所有しておりました土地の面積が633平方メートルとなっております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） いつごろ取得したのか、その辺のところと、それから、この道の駅の用地、これは1平米当たりになると2万5,000円になりますよね。駒寄小学校が2万9,000円ですからかなり価格的には高い取得ではないかというふうに考えておりますけれども、何を基準にしてこれを価格決定をしたか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 用地を取得されましたのは平成21年度でございます。

また、ご指摘の単価の設定につきましては、当時取得されたときに適正価格で買われたというふうに考えております。また、他の場所との違いでございますけれども、これにつきましてはそれぞれの箇所について用地の鑑定を行った結果、取得している価格というふうに考えてございます。（「了解しました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

追加日程第11 承認第1号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る
専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第11、承認第1号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

承認第1号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

2月23日の給食により発生した吉岡町給食センター食中毒に伴う見舞金、補償金の支払いを行う予算措置及び平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災され避難してきた方々を受け入れるためと、災害派遣事業にかかわる予算措置の必要が生じました。この間、特に緊急を要するため議会が招集される時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について専決処分とさせていただきました。

このため、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 承認第1号平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処

分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容は、給食センターでの食中毒に伴う見舞金、補償金の支払いとして1,055万円追加補正させていただくものと、東日本大震災に伴い、被災者の受け入れ等として災害被災者支援事業及び災害地派遣事業で1,681万1,000円を追加補正するものでございます。

1枚はぐっていただきまして、

専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成23年度一般会計補正予算（第1号）（別紙のとおり）

平成23年4月1日 吉岡町長 石関 昭

専決理由でございますが、吉岡町給食センター食中毒発生に伴う見舞金、補償金の支払い及び東日本大震災に伴う被災者受け入れと、職員派遣の事業を緊急に実施する必要が生じたため。

それでは、1枚はぐっていただきまして、本文でございますが、

平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正額でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,736万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ57億7,336万1,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によることによります。

それでは、1枚はぐっていただきまして2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございますが、3ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の行で、18款繰入金2項基金繰入金959万3,000円を追加、4億4,397万6,000円とさせていただくものでございます。財政調整基金を繰り入れるものでございます。これによりまして、補正後における財政調整基金の残高見込額につきましては15億6,648万4,000円を予定をしております。

4ページをごらんください。

20款諸収入1,776万8,000円追加、9,765万8,000円とさせていただくものでございます。この内訳は、群馬県市町村会からの東北地方太平洋沖地震の被災者受け入れに関する助成金812万5,000円追加。助成金は、被災者が仮設住宅等に移住するまでの間において、町村が市町村へ、または町村内の民間の宿泊施設に受け入れ

た場合には、町村が負担した被災者の宿泊費、食費、生活必需品、その他の生活費及び被災者の被災地との町村の往復経費として、一町村につき5,000万円を上限としてその経費の5割を助成するものでございます。

給食センターでの食中毒に係る生産物賠償責任保険給付金964万3,000円追加で
ございます。

歳入合計でございますが2,736万1,000円を追加補正させていただき、57億
7,336万1,000円とさせていただくものでございます。

5ページをごらんください。

歳出でございますが、3款民生費1,645万2,000円追加し、20億1,236
万円とさせていただくものでございます。内訳は、第1項社会福祉費1,645万2,0
00円追加でございます。災害被災者支援事業費の費用及び災害派遣事業費の経費でござ
います。

6ページをごらんください。

10款教育費1,090万9,000円追加し、6億8,598万8,000円とさせ
ていただくものでございます。内訳は、1項教育総務費35万9,000円追加、6項給
食センター費1,055万円追加でございます。

それでは、事業別明細書で説明をさせていただきます。11ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1,645万2,000円追加、災害被
災者を受け入れるため、経費等を計上させていただきました。受け入れ人数を約50名、
期間については老人福祉センターで1カ月、民間アパート等で2カ月の計3カ月を見込み
しました。主なものとしましては、11節需用費1,156万4,000円追加でござ
います。食料費906万4,000円追加、消耗品費104万円追加、毛布・生活用品等
でございます。光熱費60万円、修繕費50万円などでございます。

14節使用料及び賃借料280万円追加、これにつきましては、民間アパート借り上げ
及び寝具等のレンタル料でございます。

18節備品購入費130万円追加、ストーブ、冷蔵庫、ガステーブルなどでございま
す。

12ページをごらんください。

次に、10款教育費1項教育総務費2目事務局費35万9,000円追加。

11ページに戻っていただきまして、主なものとしましては、11節需用費21万
3,000円追加、被災された小学生、中学生等の学用品等でございます。

12ページをごらんください。

28節繰出金12万5,000円追加、これは災害被災児童生徒の給食費4月から6月

分でございます。

次に、6項給食センター費1目給食センター費1,055万円追加でございます。これは、食中毒罹災者等見舞金、補償金でございます。有症者512名分でございます。

歳出合計でございますが2,736万1,000円を追加補正させていただき、57億7,336万1,000円とさせていただくものでございます。

以上、承認第1号に対する町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 1点だけちょっと教えてください。

食中毒の関係で512名ということでお話がありました。この中の、これは小学生、中学生、教職員等があるんですけども、この内訳はどのようになっているのか。また、この中で重症者というのは何人ぐらい入院して加療したもの、これはどのぐらいになっているのか。

それともう1点は、この食中毒の、モヤシのナムルからサルモネラ菌が出たということなんですけれども、これに対する学校給食センター、現在はもうやっているのかどうか。そしてその食中毒対策、これからも夏に向かっていきますから、その対策はどのようになっているのか、簡単で結構ですから説明をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、神宮議員のご質問の中の、まず患者数でございますが、これにつきましては、教育委員会で各学校にアンケートを出しまして、このモヤシのナムルを食べた2月23日以降症状があった人につきましてアンケートを取りました。その内容なんですが、症状があったという人が全部で、有症者ということで512名おりました。その内訳ですが、受診した人と受診しなかった人がおまして、512名の中でも受診しなかった、お医者さんに行かなかったという方は343名いらっしゃいました。それで、受診した方につきましてはそれぞれ通院が何回通院されましたか、あるいは入院は何日されましたかというようなアンケートを取りまして、それに基づきまして人数を把握しまして、この予算額を計上をさせていただいたところです。

それで重症患者、入院された方の内訳ですが、明治小学校で9日間入院をされております。人数につきましては、ちょっとすみません、書類の方、お待たせしました、明治小学校で2名の方が入院をされました。3年の女子と1年生の女子で、3年の女子の方は6日

間、1年生女子の方は3日間入院されました。それから、駒寄小学校で4名の方が入院をされました。5年生男子、2年生女子、2年生男子、4年生女子ということで、5年生男子については7日間、2年生女子については8日間、2年生男子については15日間、4年生女子については4日間入院なさいました。それと、吉岡中学校につきましては、3年生の男子が2日間入院をなさいました。ということで、入院をされた方は全部で7名ということになります。

それから2番目の質問ですが、これからどのような対策をとっていかということですが、まず、ちょっと細かくなってしまうんですけども、ご説明をさせていただきたいと思います。（「簡単に結構です」の声あり）そうですね、すみません。

調理作業について、食材について、あるいは調理器具について、調理方法についてということで、改善前の状況、改善後の状況というのをつくりまして、改善前はこういったことが足りなかったということでそれを改善しますというような、改善方法についてということでもまとめてあります。

その中で主だったものですが、例えば食材については、従来ですと検収といまして、食材をまず納入していただいたものを検査するわけですが、以前は検収者は1人だったんですが検収者を2人体制にいたしました。それから、今まで午前納品だったんですが、場所や人員に余裕がなかったということで午後納品にいたしまして、複数の職員で納品を担当するようにいたしました。それと、調理器具についてですが、これも釜別に使い分けていなかったものを今度は釜別に使い分けるようにいたしました。それから下処理室というのがありますが、野菜等を洗浄する場所ですが、これを調理室に移すとき、今まで完全に区分けをしていなかったということで、下処理室と調理室というのは完全に隔離をいたしまして、今まで下処理室で洗浄していた野菜を調理室に移す場合、同じザルをそのまま下処理室から調理室へ持っていったんですが、今度はザルを完全に区分して、下処理室と調理室の行き来を完全に遮断ということにいたしました。それから、釜場などで野菜を入れる人とかき混ぜる人は区別されていなかったんですが明確に区別するようにいたしました。それから、今まで早出の当番がアルコール消毒等行っていたわけですが、また、ふき取りや噴霧の消毒をしていたわけですが、例えばドアの取っ手までは消毒してなかったということで、前日に決めた班がすべての消毒を受け持ち、ドアや取っ手などを職員、あるいは人が触れる可能性がある箇所はすべて消毒の対象にいたしました。それから器具を保管する場所ですが、保管する場所に今まで器具の名前が書いていなかったんですが、今後は保管する場所に明確にここはこの器具ということで名前を入れてあります。

それから今後なんですけれども、県のスポーツ健康課、あるいは職員衛生課から指摘が

ありました。現在、下処理室のシンクが2層式であるんですが、これだと2回洗浄ということになるんですが、これを3層式にした方が望ましいということですので、これからまた今後、皆様方にご議決をいただいた後なんですが、シンクを2層式から3層式に改築する予定であります。それから、今までマニュアル的なものが、作業全体を網羅するマニュアルがなかったということで、今後は吉岡町のマニュアルを作成して、これについては国や関係機関の指導のもとに作成するわけですが、今後、追加や改訂等も行っていきまして、吉岡町独自のマニュアルということでこれを徹底させるということにいたしました。それから、今までは打ち合わせ的なことをしていなかったんですが、前日の4時から翌日の作業工程表を全員で確認するというような方式にいたしました。それから、先ほどの水槽の件と同様なんですが、下処理室にある野菜裁断機なんですが、これは調理室に置くことが望ましいというような指導を受けておりますので、これもまた今後、皆様方の議決をいただきまして予算措置いたしまして、移設、あるいは消毒保管庫、冷凍庫、これらも増設した方が望ましいということでございますので、消毒保管庫、冷凍庫も今後増設する予定でございます。それから、それに伴う電気設備工事、あるいは給排水設備工事もご議決を賜った中で実施をする予定であります。

以上、改善点を、ちょっと長くなりまして申しわけありませんが、改善点ということでございます。よろしくお願いいたします。（「了解しました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今の事務局長のことですけれども、今るる説明をしていましたけれども、いわゆる手先の、簡単に言えばごまかしたいなことで改善を図ろうというふうに見えるんですが、結果的にやはりそれは不十分なのではないですか。職員の指導も不徹底だったということなんでしょうけれども、そもそも建物そのものが当初の許容範囲、それを大きく上回ってしまったけれども、それを何とかだましながらやっていたんですけれども、それが今言ったような中途半端な金をかけることですべてが改善されるのかと。私は決してそう思わないんですよ。そうであるならば、ここで思い切って次の一手を考えたときに来ているんだと思うんですよね。これは十分に論議しなくてはならないでしょうけれども、また同じことを二度繰り返すことがあってはならないわけですから、そういう中で、私は根本的な改築が必要だというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私の方から答弁させていただきます。

本当にこの給食問題におきましては、大変町民の方々、そしてまた子どもたちに多大な迷

惑をかけたということで、本当に心苦しく、また大変申しわけないというようには思っております。

今、教育事務局の方から説明がございましたが、実はこの17日に、国、県の方から我が吉岡町の給食センターの方にこういう食中毒があったということで視察に来る予定になっております。その中でいろんなことをご指摘を受けるんでしょうけれども、その前に、町は町としての、子どもたちが一番ふえているというような中において、そのものがどういった形でやれという指示が出るか出ないかということは心配をしておるんですけども、今のこの改善の状況で、今局長がお話されたとおり、そういったことをこれからやりますよということで提議しながら、17日に早ければ審査を受けるという段取りになっております。

そういった中でそれはそれといたしまして、いろんなことで町も給食センターのことは考えていかなければならないと。もちろん小池議員が言うとおり、今手薄になっているところも大分あるのではないかとということにご指摘を受けましたが、まさにそのとおりで、この給食センターがこの今の状況のままで今のものが、これからどんどん子どもたちがふえるという中で対応できるのかできないのか。そしてまた、今の体制のままでできるのかできないかをよく検討を重ねなければならない時期に来ているのかなということにも思っております。そういったことを皆様方、議員さん方と色々な面でご相談しながら、この給食センターのこれからのあり方について審議し、またご相談にのっていただければありがたいということにも思っております。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。12番小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 11ページの使用料及び賃借料の項目で、280万円のアパート等借上料でございますけれども、このアパートの借上料ですが、何戸分を借り上げたか。あとは、そのアパートに何名受け入れてございますか。その辺のご説明をお願いしたいと思っております。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） ただいまの小林議員さんからの質問に対しましてお答えをさせていただきます。

一応アパートの借り上げにつきましては、先ほど財務課長の方から、総勢で50名ということで想定をしているところから、一家族3人から4人程度であろうという見込みで、13世帯ということで割り出しをさせていただきまして、13世帯の方々が2カ月分ということでアパートにお住まいになるという借り上げ料として、一応5万円で13戸、2カ

月ということで130万円。それから280万円の内訳なんです、当然寝具のレンタル料というものが必要になってきますので、やはり1万円の、これにつきましては50人分の3カ月という形で150万円計上させていただいて、トータル280万円という形になっております。

寝具のレンタル料がなぜ3カ月かといいますと、一番最初に公共施設を優先するということで、老人福祉センターの受け入れが5月末までというような予定をしております、老人センターの方でも当然寝具が必要になってきますので、その分を含んで3カ月というような形になっています。以上です。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） それで、実際受け入れた家族、人数は現在のところどうなっていますでしょうか。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 再び質問にお答えをさせていただきます。

一応今までの経過に触れさせていただきたいと思うんですが、4月の初旬ごろに吉岡町町内に親戚等を頼って避難された方が総勢で26名おりました。それで、家族、世帯数でいいますと8世帯。それで、今現在直近の状況なんです、9名の3世帯というような形で減少をしているような状況であります。この減少をしている状況につきましては、子どもさんが学校に通われるということで地元に戻られたり、地元の方々が避難先として福島のある温泉の地域に避難されているということで、そちらに再度避難をしますというようなことから減っているような状況でありまして、実際に町側で受け入れをしているという実態は今のところございません。以上です。（「了解です」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決とすることに決しました。

追加日程第12 承認第2号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第12、承認第2号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

承認第2号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災され避難してきた方々を受け入れるための予算措置のうち、小中学生の給食に係る部分について予算措置の必要が生じました。この間、特に緊急を要するため、議会が招集される時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分をさせていただきました。このため、同条3項により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、承認第2号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容は、先ほど財務課長から説明がありましたが、東日本大震災に伴い、被災し避難を余儀なくされた児童生徒の給食費を町が負担するため、一般会計補正予算（第1

号)で災害被災児童生徒給食費繰入金として計上し、学校給食事業特別会計側では繰入金として受け入れるものです。

それでは1枚はぐっていただきまして、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)(別紙のとおり)

平成23年4月1日 吉岡町長 石関 昭

専決理由、東日本大震災の被災者受け入れを緊急に実施する必要が生じたため。

それでは1枚はぐっていただきまして、平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)をごらんいただきたいと思います。

平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ1億403万7,000円とするものでございます。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額ですが、歳入で繰入金を12万5,000円増額いたします。これにつきましては、先ほど申しました一般会計からの繰入金と同額となっております。

事業別明細書でご説明させていただきますと、6ページをごらんいただきたいと思ます。

6ページの、災害被災者給食費繰入金12万5,000円でございます。これにつきましては、東日本大震災の被災者の児童生徒の給食費分として4月から6月までの給食費に相当する分を計上いたしております。

次に歳出ですが、事項別明細書7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の12万5,000円に対応する歳出として、給食用食材料費として12万5,000円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加補正させていただき、歳入歳出合計を1億403万7,000円とさせていただくものでございます。

以上、承認第2号に対する町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっています承認第2号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。10分間休憩いたします。20分までお願いします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第13 承認第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第13、承認第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

承認第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行するため、吉岡町国民健康保険条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和

22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日付をもって専決処分をさせていただきました。このため、同条3号の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長(近藤 保君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長(守田 肇君) それでは、承認第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令第55号の内容は、出産育児一時金を42万円に恒久化することです。

この政令を受けて、平成23年4月1日以降の出産育児一時金に対応するための吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する必要性があり、同時に、ただし書き以下を加える内容です。

ただし書きの内容は、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。このただし書きの内容は、産科医療保障制度に加入している機関での出産である場合は、町長は3万円を上限に加算できることを加えるものです。内容は、出産時の事故により出産した者が脳性麻痺にかかった場合の補償費用の支出に備えるためのものです。

以上、町長の補足説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) ご異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり可決とすることに決しました。

暫時休憩とします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第14 発議第4号 議会広報特別委員会の設置について

議長（近藤 保君） 日程第14、発議第4号 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番岸議員。

〔11番 岸 祐次君登壇〕

11番（岸 祐次君） 11番岸 祐次です。

発議4号について提案説明をさせていただきます。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議会広報特別委員会の設置に係る議案の提出について。

提出者、町議会議員岸 祐次。賛成者、町議会議員近藤 保。

議会広報特別委員会の設置について、地方自治法第110条第1項及び吉岡町議会委員会条例第4条の規定並びに吉岡町議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出の理由、委員会の位置づけを明確にし、住民により親しまれる広報紙づくりを目指すため。

裏面をごらんください。

議会広報特別委員会の設置について。1.委員の定数を6名といたします。2.議会は、議会広報特別委員会に対し、次の事項を付託する。吉岡町議会だよりの発行及び編集に関すること。3.議会広報特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとする。

以上であります。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第4号については、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決とすることに決しました。

ただいま、特別委員会の設置が決まりました。ここで日程を繰り下げて、日程第15、特別委員会の構成を追加します。日程の変更についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、そのように決めます。

追加日程第15 特別委員会の構成について

議長（近藤 保君） 日程第15、特別委員会の構成についてを議題といたします。

どのような方法で行ったらよろしいかを伺います。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 構成については、正副議長にお願いをいたします。

議長（近藤 保君） ただいま、南雲議員から正副議長に一任という発言がありました。そのように決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議会広報特別委員会の委員を申し上げます。

神宮議員、岩崎議員、宇都宮議員、平形議員、金谷議員、飯島議員の6名です。

以上であります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

ここで特別委員会の構成が決まりましたので、吉岡町議会会議規則第6条の規定により、各委員会において委員長、副委員長の互選を求めます。このため、本会議は休憩をとりまして委員会の開催を求めます。なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により年長議員にお願いいたします。

それでは、全協室を使ってお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時40分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

最初に、議会広報特別委員会の結果報告をお尋ねします。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 議会広報特別委員会の審議結果を報告させていただきます。

委員長には、私、神宮 隆、副委員長には平形 薫議員でございます。

以上、報告を終わります。

議長（近藤 保君） ただいま、広報特別委員会の互選の結果のとおり、正副委員長が決定いたしました。

それでは、ここで委員長から副委員長の紹介を含め、就任のあいさつをお願いします。

神宮議員。

〔議会広報特別委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

議会広報特別委員会委員長（神宮 隆君） 広報特別委員会委員長、神宮 隆でございます。

議会だよりにつきましては、定例会及び臨時議会等も議会の内容を住民に知らせる、かなり有力な広報紙でございます。一般の人はなかなか議会の状況がわかりませんので、そういうところで、議会だよりを充実して一般との架け橋になると。わかりやすく読みやすい、そして早めに発行するように心がけたいと思います。

また、この議会だよりにつきましては、皆様のご協力をいただかないとなかなかできません。写真なり住民からのいろんな意見なり、こういうものをお願いすると思いますので、ぜひともご協力のほどをよろしくお願いいたします。

副委員長の平形 薫議員ともども、先ほどの委員会の6人とともに、過去全国入賞したあれもありますから、汚さないように努力したいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（近藤 保君） 広報委員長からのあいさつが終わりました。

追加日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会が閉会中に活動するためには、議会の議決を得た特定事件でなければならぬことが規定されております。このため、議会運営委員会の閉会中の調査事件は

1. 議会運営について
2. 定例会の会期に関する調査について

とし、調査期間は次の定例会までといたします。

本件について、質疑、討論を省略し、以上のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、そのとおり決します。

議長あいさつ

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本臨時会におきましては議長に私、副議長に馬場議員、それぞれ選任いただきました。今後の議会運営については皆様方のご意見を多く取り上げ、公平かつ民主的に当たりたいと思いますので、特段のご協力をお願い申し上げます。

時節柄、多忙な毎日とは存じますが、健康には特に留意をいただき、住みよいまちづくりのためご活躍されますようお願い申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（近藤 保君） 町長のあいさつの申し入れを許可します。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 平成23年第3回臨時議会の閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本日は改選後初めての議会ということで、正副議長、また各常任委員長等の議会構成ができ、議会活動がスタートできましたことを心からお喜びを申し上げます。

開会のあいさつで申し上げたとおり、吉岡町の将来を誤らないように、執行と議会が同じ方向に向かってしっかりと議論を深めていきたいと考えております。

また本日、執行からは同意1件、報告1件、承認3件を提案させていただきましたが、いずれも可決していただきまして大変ありがとうございました。

結びになりますが、議員ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつにさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） これをもって、平成23年第3回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会臨時議長 南 雲 吉 雄

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 飯 島 衛

吉岡町議会議員 金 谷 重 男